

★立入検査の連絡があった場合には、必ず事務局へご連絡ください!

★旅行業法で決められています。正しく守ってください!

Tel.048-648-3661

★下記の事項について、再度ご確認をお願いします! ★赤字は特に不備が多いと指摘を受けている項目!

埼玉県 旅行業立ち入り検査時 検査項目 (参考 H29.9.1)

①旅行業務に関する取引額報告の記載内容が適正なものとなっているか。(主たる営業所への検査の場合に限る。)

②選任している旅行業務取扱管理者の氏名、合格(認定)番号・選任日

氏名: (番号) 選任日 年 月 日 ~ 氏名: (番号) 選任日 年 月 日 ~

③旅行業務取扱管理者証を的確に交付、提示しているか。

④旅行業務取扱料金表を旅行者に見やすいように掲示しているか。

⑤旅行業約款を旅行者に見やすいように掲示し、又は旅行者が閲覧できるように備え置いているか。

⑥旅行契約締結に際して旅行者に取引条件説明書面を交付し、取引条件を説明しているか。

⑦旅行契約締結後、旅行者に契約書面及び確定書面を交付しているか。

これらのものを送信します。(抜粋)→旅行申込書(手配旅行/受注型企画旅行)・手配旅行取引条件説明書面・受注型企画旅行取引条件説明書面・旅行申込書(国内・募集型企画旅行用)・ご旅行条件書(国内・募集型企画旅行)・ご旅行条件書(国内・募集型企画旅行)の簡略版・「パンフレットに表示」参考資料・運送申込書/運送引受書・乗車券サンプル等

⑧外務員証を的確に交付し、携帯させているか。

⑨募集型企画旅行に関する広告表示基準等を遵守しているか。

⑩登録票を旅行者に見やすいように掲示しているか。

⑪募集型企画旅行の主任添乗員には資格を有する者を選任しているか。

⑫不健全旅行に関与していないか。

⑬白バス(道路運送事業営業類似行為)の提供に関与していないか。

⑭旅行地において特定のサービスの提供を受けること又は特定の物品を購入することを強要していないか。

⑮旅行業又は旅行業者代理業のため、名義を他人に利用させる等していないか。外務員証を社員以外に交付していないか。

⑯受託契約のない他社の募集型企画旅行商品を販売していないか。

⑰募集型企画旅行及び受注型企画旅行の特別補償に係る保険を付保しているか。

⑱事故処理体制を従業員、添乗員等に周知しているか。

⑲無登録業者の旅行取引に関与し、その営業をほう助していないか。

⑳運輸機関等の手配の確実性に十分配慮しているか。

㉑貸切バス事業者間との運行に関する申込みと引受けに関する文書の作成と保存をしているか。

㉒苦情処理体制が整備されているか。

㉓旅行業法遵守状況自己点検を実施し、点検結果を保管しているか。★立入検査の時に提示を求められます。裏面の用紙で自己点検を行い自社で保管して下さい。

※上記の確認事項は、県の立入検査項目となりますので、常日頃よりのご確認をお願いします。

H29/9/15 (一社)全旅協埼玉県支部 事務局

下記の販売品等をご希望される方は、下記の注文欄の□印にレ印、又は必要枚数をご記入いただき事務局へご連絡願います。

(一社)全旅協埼玉県支部 事務局 FAX 番号→048-648-3666

※FAX される場合はこのページ(ご注文書)のみで結構です※

★「取引額報告書」は必ず事業年度終了後 100 日以内に提出して下さい。未提出となっている場合には、裏面の用紙をコピーしてご使用下さい。未提出の場合には刑事罰として 30 万円以下の罰金、さらに不利益処分として期間を定めての営業停止等の処分もあります。

★取扱管理者証を希望される方は、郵送しますので必要枚数をご連絡下さい。(無償)→□枚

★旅行業務取扱料金表を希望される方はFAXで送信しますのでご連絡下さい。→国内□/海外□

★冊子状の標準旅行業約款を購入される方へは販売します、請求書(1,000円)と一緒に郵送します。→□冊

★事務局では貴社の旅行パンフレット、見積書、コース表等と一緒にお客様へ交付することを想定した各旅行条件書類をご用意しております。ご希望される方は、ワード形式でメール送信しますので、メールでのご連絡下さい。タイトル→契約書面類希望 本文→会員名、ご担当者名をご記入下さい。

\*事務局へのアドレス登録が未登録の場合にはお送りいただいたアドレスを登録し事務局の行うメール配信サービスに利用させていただきます。

事務局アドレス→ s.antasaitama@jcom.home.ne.jp

(尚、すでに約 110 会員様へ送信済みとなっております、これらの会員様からのご連絡は不要です。)

★全旅協作成・統一外務員証を購入される方はご連絡下さい。統一外務員証の発行要領についてのご案内

及び作成申請書を FAX します。→□

★詳しい募集型企画旅行の広告表示基準については(社)全国旅行業協会等の HP へ掲載しておりますので、

ご確認ください。http://www.anta.or.jp/ (社)日本旅行業協会 Http://www.jata-net.or.jp/

(広告基準に関わる参考 HP) 旅行業公正取引協議会 http://www.kotorikyoo.org/

★旅程管理業務を行う主任者証を希望される方は郵送しますので必要枚数をご連絡下さい。(無償)→□枚

《通信欄》

-----  
-----  
-----  
-----

会員名 \_\_\_\_\_

住所〒 \_\_\_\_\_

ご担当者名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ fax \_\_\_\_\_